

## 消費税等の取扱いについて

工事等の完成に伴う引渡しが平成31年10月1日以降となる契約については、10%の消費税等率を適用します。ただし、対象案件であっても平成31年9月30日までに請求を受けた前払金、中間前払金及び部分払金については、消費税等率の改正による増額分は含まないものとします。

### ※入札公告等について

消費税等率10%を適用する案件について、一般競争入札分は個別の入札公告の「留意事項」を、指名競争入札分は「指名競争入札の執行について(通知)」の「15. 入札書記載金額」を確認するようお願いいたします。